

## 発展途上国と国際貿易体制（二・完）

丹 羽 克 治

はじめに

- 一 ガット体制と発展途上国
- 二 ハーパー報告
- 三 UNCTAD創設とガット第四部
- 四 一般特惠制度の発足……………（以上、前号所載）
- 五 主要国の一般特惠制度
- 六 一次産品総合計画
- 七 東京ラウンドの「授權条項」  
むすび……………（以上、本号所載）

### 五 主要国の一般特惠制度

一般特惠制度は、ECの一九七一年七月一日実施を皮切りに、各国によって次々に実施されていった。現在、一般特惠制度を実施している国は、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、カナダ、デンマーク、フィンランド、フ

ランス、西ドイツ、アイルランド、イタリア、日本、ルクセンブルグ、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、スウェーデン、スイス、イギリスおよびアメリカの一九カ国である。<sup>(1)</sup>以下、主要国の特惠制度の内容を簡単にみていくことにする。<sup>(2)</sup>

アメリカ アメリカの一般特惠制度は、現在特惠制度を実施しているOECD加盟一九カ国のなかで、もっとも遅れて一九七六年一月一日に導入された。同制度は、「一九七四年通商法」第五部の規定および同規定を一部改訂した「一九七九年通商協定法」の規定にもとづいて実施されている。

(1) 特惠受益国は、大統領によって指定される。大統領は、当該国による受益国としての指定を受けたい旨の希望をふまえて、(イ)当該国の経済発展水準、(ロ)主要先進国の当該国に対する特惠供与の有無、(ハ)当該国の市場アクセスの状況などを考慮して指定することになっている。八〇年の受益国数は一四〇（一〇八カ国および三二地域）である。

また大統領は、次の国を受益国として指定できない。すなわち、(イ)中国、キューバ、ベトナム等の共産主義国（ルーマニアとユーゴスラビアを除く）、(ロ)重要資源の供給制限または不当な価格引き上げを行なうOECEおよびその他の国（本規定の該当国はヴェネズエラ、エクアドルおよびインドネシアを除くOECE諸国）、(ハ)アメリカがい先の先進国に対し逆特惠を供与している国（該当国はECと特惠関係にあるスペイン）、(ニ)アメリカ企業の海外子会社を十分な補償を提供することなく国有化などで没収している国（該当国はエチオピア）などである。

(2) 特惠対象品目は、農水産品および鉱工業品ともポジティブ・リスト方式にもとづいて指定されている。八〇年の対象品目数は、TSSUS五桁ベースで、農水産品三三三品目、鉱工業品二五六九品目となっている。なお、繊維取り極めの対象となっている繊維および衣類、時計、輸入センシティブな電子機器（輸入品との競争にさらされると、たち

まちその競争に負けて姿を消す恐れのある国産品を、競争に敏感な品目という意味でセンシティブ品目と呼ぶ)、輸入センシティブな鉄鋼製品、はきもの等は、特惠対象から除外されている。

(3) 特惠関税率は、農水産品および鉱工業品の全特惠対象品目について、無税となっている。

(4) セーフガード措置としては、競争力条項にもとづく措置と大統領権限にもとづく措置とが設けられている。前者は、競争力を有している受益国からの特惠輸入を制限するためにとられる措置である。具体的には、ある年、ある品目について、次の(i)または(ii)のいずれかに該当する額をアメリカに輸出する国に対しては、当該品目についての特惠適用が停止される。すなわち、(i)アメリカの当該暦年の前年のGNPの、一九七四年のGNPに対する比率に、二五〇〇万ドルを乗じた額を超える額、(ii)当該品目のアメリカの総輸入額の五〇%以上の額、である。また後者の大統領権限にもとづく措置では、大統領は、いかなる品目またはいかなる国に対しても特惠の適用を撤回、停止または制限することができることになっている。この措置は、受益国の経済発展水準、他の特惠供与国の取り扱い、アメリカ国内産業の競争関係などを考慮してとられる。

EC EECの一般特惠制度は、一九七一年七月一日に導入された<sup>(3)</sup>。その詳細は、「EC理事会規則」、「ECS C (欧州石炭鉄鋼共同体) 決定」ならびに「EC委員会規則」によって定められている。

(1) 受益国としては、原則として七七カ国グループに属する発展途上国とされている。ただし七七カ国グループに属さない中国が八〇年より受益国になっているのに対し、同グループに属する北朝鮮およびマルタは受益国とされていない。八一年には、一二カ国および二三地域が受益国となっている。

(2) 対象品目は、農水産品についてはポジティブ・リスト方式を採用しており、CCCN四桁ベースで九一品目に

特惠を供与している。他方、鋳工業品についてはネガティブ・リスト方式を採用しており、可溶性でん粉、カゼイン等農産加工品五品目と大理石、石炭、生糸、金属塊等一次産品・一次加工品三九品目の計四四品目（CCCN四桁ヘース）を除く品目を特惠対象としている。

(3) 税率は、農水産品についてはEC共通関税率から二〇～一〇〇%をカットした税率であり、鋳工業品についてはすべて無税である。

(4) セーフガード措置としては、農水産品については、EC域内産業に被害をおよぼすか、またはおよぼす恐れがあると判断される場合に特惠の適用を停止するという、エスケープ・クローズ方式を採用している。ただし、葉たばこ、ココアバター、可溶性コーヒーおよび調整バイナップルについては、エスケープ・クローズ方式に加えて、品目ごとに共同体輸入枠を設定し、その範囲内で特惠税率を適用するというシーリング方式も併用している。鋳工業品については、センシティブ品目と非センシティブ品目に分け、前者には品目別に競争力のある受益国を特定し、当該受益国ごとにシーリング枠を設定するというシーリング方式を、後者にはエスケープ・クローズ方式を採用している。

**日本** 日本の一般特惠制度は、ECより一カ月遅れて、一九七一年八月一日に導入された。同制度は、「関税暫定措置法」、「同法施行令」、「同法施行規則」等によって定められている。

(1) 受益国は、「関税暫定措置法」第八条第二項において、「経済が開発の途上にある国連貿易開発会議の加盟国で、関税について特別の便益を受けることを希望する国のうち、当該便益を与えることが適当であるものとして政令で定める国」と規定されている。八〇年の受益国は一一七カ国および二九地域である。

(2) 対象品目は、農水産品についてはポジティブ・リスト方式を採用している。制度発足時にはパーム油、オイレン酸、カカオ脂、ぶどう酒、魚・えび・いか等の調整品など、熱帯産品を中心に五九品目（CCCN四桁ベース、以下同じ）が対象品目とされた。その後、品目が追加され、八〇年には合計七五品目となっている。鉱工業品についてはネガティブ・リスト方式を採用している。例外品目は財政関税品目である石油類三品目と、国内の該当産業が弱体である生糸、絹織物、合板等一二品目、合わせて一五品目であり、これら以外のすべての品目について特惠を供与している。

(3) 税率は、農水産品については実行税率を一〇%から一〇〇%までの範囲で、品目に応じてそれぞれカットした税率とされている。鉱工業品については、原則として無税になっている。ただし、いわゆるSP (Selected Products) 品目と呼ばれる、国内的に種々困難な事情をかかえている四八品目（繊維、雑貨、非鉄金属等）については、税率の引き下げ幅を実行税率の五〇%カットにとどめて特惠を供与している。

(4) セーフガード措置としては、農水産品については、特惠輸入によって国内産業に損害が生じた場合に特惠の適用を停止するという、エスケープ・クローズ方式を採用している。他方、鉱工業品については、シーリング方式を採用しており、年度途中で、ある産品の特惠輸入がシーリング枠を超えた場合には、当該産品について当該年度の特惠適用を停止する。またある特惠受益国からある産品の特惠輸入が、シーリング枠の二分の一を超えた場合には、当該受益国について当該産品に対する当該年度の特惠適用を停止することになっている。

**カナダ** カナダの一般特惠制度は、一九七四年七月一日に導入された。同制度は、「関稅定率法」の第三の一条から第三の三条にもとづいて実施されている。

(1) 受益国の指定については、「関税定率法」第三の二条第一項に規定されており、英連邦特惠関税または最恵国税率の適用を受けている国であつて、ガバナー・イン・カウンシル（行政命令の策定機関）によつて發展途上国であると認定される国が、受益国として指定される。八一年一月現在の受益国数（地域を含む）は一六〇である。なお特定の受益国に対しては、一部品目を特惠の適用除外とすることができることになつてゐる。

(2) 対象品目は、農水産品<sup>(4)</sup>については、「関税定率法」第三の一条第一項においてソーセージの皮、人造はちみつ等八品目（税目ベース、以下同じ）、同第三項においてピーナツバター、コーヒー、砂糖菓子、ブランドー等五九品目が、対象品目としてかかげられている。鉱工業品<sup>(4)</sup>については、「関税定率法」第三の一条第一項において、カナダ関税率表の第六グループ（医薬品、ろう、石油等）のうちの七一品目とその他のグループのうちの一九品目（アルミ半製品、人造纖維の一部、脂肪酸等）が、一般特惠の適用除外品目とされている。この他に、同法第三の二条第二項の規定にもとづいて、行政命令によつて例外品目とされているものがある。電子管、纖維品等五四品目がそれである。

(3) 税率は、農水産品については、ソーセージの皮等八品目が最恵国税率の三分の二か英連邦特惠関税率のいずれか低い方の税率とされており、ピーナツバター等五九品ではこの方式で算出される税率よりも低い税率（0%から一二・五%まで、三五品目については無税）が設定されている。鉱工業品については、合板、ジュート製品、敷物、竹製品等三〇品目を除き、最恵国税率の三分の二か英連邦特惠関税率のいずれか低い方の税率が設定されており、合板等三〇品目ではこれよりも低い税率（0%から一二・五%まで、一二品目については無税）とされている。

(4) セーフガード措置としては、エスケープ・クローズ方式が採用されている。ガバナー・イン・カウンシルは、行政命令によつて、特定品目を一般特惠対象品目から除外したり、特定の受益国について受益国の指定を完全に取り

消すか、もしくは当該国の一部品目を特惠の適用外とすることができることになっている。

スイス スイスの一般特惠制度は、一九七二年三月一日に導入された。同制度は、「特惠に関する連邦法」を根拠にして実施されている。

(1) 受益国は、八一年現在、一三一カ国と二三地域であり、発展途上国として自己選択した国はそのほとんどが受益国として指定されている。

(2) 対象品目は、農水産品および鉱工業品ともポジティブ・リスト方式によって定められている。農水産品については、淡水魚、野菜・果物類の一部、とうもろこしでん粉、動植物油、砂糖菓子、ココア粉等七八品目（CCCN四桁ベース、以下同じ）が対象品目である。鉱工業品については、最惠国税率無税品目、財政関税品目（石油類、映画用フィルム、乗用および貨物自動車並びに同部品等）、農産加工品の一部を除く三三三品目が対象品目になっている。

(3) 税率は、農水産品については、はちみつ、メロン、ココア粉、調整パイナップル等二八品目を除き無税である。有税の対象品目の税率は、最惠国税率を二五％から五〇％カットした税率となっている。鉱工業品については、デキストリン、繊維関係品目、はき物、アルミニウムの塊およびくずを除き無税となっている。有税の対象品目の税率は、最惠国税率を三〇％から七五％カットした税率となっている。

(4) セーフガード措置としては、農水産品および鉱工業品ともエスケープ・クローズ方式がとられている。

(5) スイスの一般特惠では、受益国に対する異なった取り扱いとして、特定受益国の特定品目について特惠税率を適用しない措置、並びに他の受益国より高い特惠税率を適用する措置が採用されている。特惠税率の非適用は、ブルガリアおよびルーマニアのカーネーションおよびバラの切花、生鮮野菜、繊維関係品目、家具等、中国、香港、マカ

おおよび韓国の纖維関係品目およびはきもの類、ブラジルのコーヒーなどである。より高い特惠税率の適用としてはブルガリアおよびルーマニアの窒素肥料、陶磁器、鉄鋼、アルミニウム等、中国のしいたけ、にんにく、花火等、香港のかさ、時計類、トルコのアルミニウム、ユーゴスラビアのはきもの、銅、アルミニウム等がある。

オーストラリア オーストラリアの一般特惠制度は、他の特惠供与国に先がけて、一九六六年四月に導入された。当初の特惠は、対象品目が限定された小規模なものであったが、七一年以降E.C.、日本等が一般特惠の実施にふみきったのを受けて、七三年に特惠の規模を拡大すべく全面的な見直しを行なった。その後、七六年および七九年にも大幅な改訂をしている。

(1) 受益国は、企業・消費者問題担当大臣が発展途上国であるとして指定し、官報で公告した国であって、八一年三月現在で一六五の国・地域におよんでいる。

(2) 対象品目は、原則として、有税の加工品・半加工品および実質的加工を受けた一次産品とされているが、タバコ、酒等の財政関税品目および国内産業に被害をおよぼす品目は除外されている。特惠適用除外品目は、農水産品ではバター、ミルク、野菜類、果物類、ウイスキー、ワイン、紙巻タバコ、葉巻等約五〇品目（C.C.C.N四桁ベース、以下同じ）であり、鉱工業品ではガソリン、マッチ、合板、絹織物、羊毛、綿糸、冷蔵庫、家庭用洗濯機、ラジオ、テレビ受像機、鉄道用の機関車、客車および貨車、コンテナ等約一三〇品目である。

(3) 税率は、原則として、一般税率より五％ポイントから一五％ポイント低い税率が設定されている。一般税率が一・五％以下の品目は、ほとんどが無税である。

(4) セーフガード措置としては、特定品目に対する輸入割当枠の設定と国別品目別例外措置とによっている。まず



国内産業との関係で輸入センシティブな品目については、輸入割当枠が設定されており、八〇/八一年度には二八品目に対して割当枠が設けられていた。また特定国の特定品目については、特惠の適用を除外している。適用除外品目は繊維類や雑貨類が中心であり、除外国はブラジル(三品目)、中国(一九)、香港(三四)、韓国(一八)、インド(六)、イスラエル(二)、マレーシア(三)、フィリピン(七)、ポルトガル(一)、シンガポール(三)、台湾(五〇)、タイ(二)およびユーゴスラビア(二)の一三カ国である。<sup>(5)</sup>

- (1) 社会主義諸国では、ソ連、ブルガリア、ハンガリーおよびチェコスロバキアの四カ国が一般特惠制度を実施している。
- (2) 各国の一般特惠制度のうち、日本についての説明は特惠関税研究会著『特惠関税の実務』(日本関税協会)、その他の国々については愛甲芳任「主要国の特惠スキーム」(『貿易と関税』、一九八一年二月号、五月号、六月号、七月号および九月号)による。
- (3) 一九七一年七月一日よりE.C.の一般特惠制度を実施したのは、原加盟国六カ国である。イギリス、デンマーク、アイルランドは七二年一月一日から七三年二月三十一日までは、それぞれ独自の方式で実施し、七四年一月一日からE.C.の特惠制度に統合された。
- (4) カナダ関税率表の品目分類体系はC.C.C.Nとは異なっており、農水産品と鉱工業品との区分は必ずしも明確ではない。
- (5) 一般特惠制度には、本文で取り上げたほかに、詳細な原産地規則が設けられている。特惠の適用にさいしては、当該輸入品の原産地が特惠受益国であるということが確認されなければならないので、各国とも原産地の認定基準など原産地にかんする認定制度を定めている。また、アメリカ、E.C.、日本などでは、後発発展途上国に対する特別措置を規定して、その優遇を図っている。

## 六 一次産品総合計画

戦後の国際経済体制をささえてきたガットとIMFは、七〇年代に入って、大動揺をきたすことになった。それなによりもまず、戦後の世界経済に君臨し自由無差別貿易の推進者であったアメリカの政策転換によってもたらされた。アメリカ大統領ニクソンは、七一年八月、声明を発表し、ドルの金交換停止と一方的な輸入課徴金の導入という、IMF・ガットの制度に真っ向から対立する措置を実施したのである。これにより、国際通貨体制は大混乱におちいり、自由貿易体制も大きな打撃をうけ保護主義が台頭することになった。

こうした状況のなかで、発展途上国側はその要求をいっそう多面化するとともに、現行の国際経済秩序を変革し新しい国際経済秩序を樹立するという要求を前面に押しだしてきた。発展途上国が新国際経済秩序樹立の要求をうちだす上で大きな力となったのは、資源ナシヨナリズムの高揚とくにOPEC（石油輸出国機構）の闘いであった。OPEC加盟のアラブ諸国で結成するOPEC（アラブ石油輸出国機構）諸国は、七三年一〇月、第四次中東戦争勃発を契機に原油の生産削減とアラブ敵対国に対する輸出禁止措置に踏み切っていく。そして同年一二月末には、七四年一月一日からの原油価格の大幅引き上げを決定する。こうして原油価格は一年前の四倍に急騰し、先進国を中心に世界は劇的ともいえる石油危機に見舞われることになるのである。

OPECの闘いとその勝利に励まされて、発展途上国側の要求は、現行国際経済秩序を変革し新しい国際経済秩序を樹立するという方向へとすすんでいった。発展途上国の要求は、ついに国連総会で決議として採択されるにいたった。すなわち七四年四月の国連特別総会における「新国際経済秩序樹立に関する宣言」と「同行動計画」および同年

一二月の国連総会における「諸国家の経済権利義務憲章」である。<sup>(1)</sup>

新国際経済秩序樹立要求の内容については、すでに多くの論稿で紹介されているので、ここではその主要項目をあげるにとどめておく。(1)諸国家の主権平等、領土保全および内政不干渉、(2)天然資源に対する恒久主権の確立、(3)多国籍企業の規制、(4)発展途上国への特恵の拡大、(5)発展途上国への技術移転の促進、(6)先進国市場アクセスの改善、(7)自国資源の開発への動員、(8)原材料生産国同盟結成の権利の確保、(9)主要一次産品にかんする商品協定の締結促進(10)一次産品価格を工業製品価格にスライドさせるインデクゼーションの導入、(11)発展途上国にとって満足な交易条件が確立されるまでの補償融資、(12)緩衝在庫の設立、(13)国際通貨制度の改革、(14)発展途上国の集团的自立および協力の促進、などである。

これらは、現行の国際経済秩序が先進国本位のものであって、発展途上国の経済開発や貿易拡大に資するものではないとして、それを変革し自分たちに有利な国際秩序を確立しようとするものであり、いわば、この時点における発展途上国側の諸要求を総括したものであるということができる。

つづいて発展途上国は、新国際経済秩序樹立要求の具体化に取り組んでいく。その代表的なものが、一次産品総合計画である。これは、第四回UNCTAD総会(一九七六年五月、ナイロビ)において討議の焦点となるのである。

一次産品総合計画の原案は、七五年二月にUNCTAD事務局によって作成された。それは、一次産品の価格安定と輸出所得の拡大、一次産品の市場アクセスの改善、発展途上国における原材料の加工度の向上などを目的とし、これらの目的達成のために、なによりもまず主要一次産品一八品目(バナナ、ボーキサイト、ココア、コーヒー、銅、棉花、硬質繊維、鉄鉱石、ジュート、マンガン、食肉、燐鉱産物、ゴム、砂糖、茶、熱帯木材、錫、植物油)について国際的な緩衝在

庫を設け、この緩衝在庫を運営するための共通基金（一〇七億ドル）を設立するというものである。

この原案は、従来のような品目ごとの商品協定では、関係の発展途上国が少なく交渉力が弱い<sup>(1)</sup>ため、発展途上国側にとって満足のいく成果があらなかったとの認識のもとに、主要一次産品をパッケージとして問題の解決を図ろうとしたものである。先進国側はこれに激しく反発した。第一に、一次産品対策は品目ごとに検討すべきであつて、一八品目のなかには備蓄に適さないものもある。したがつて多くの品目にまたがる共通基金は必要ではない。第二に、原案の構想は市場メカニズムをゆがめ非常に高コストになる恐れがある、というのがその主な理由である。

そこで発展途上国側は、当面、右の一八品目のうちコア一〇品目（ココア、コーヒー、銅、綿花、硬質繊維、ジュート、ゴム、砂糖、茶、錫）を対象とし、必要資金を三〇億ドルとする修正案を提出する。これに対しても先進国側は強く反対し、代案として国際資源銀行案（キッシンジャー構想）をもちだしてきて、先進国主導型の問題解決を図ろうとした。資源銀行案は、一次産品の価格引き上げや輸出所得の増大に応える内容のものではなかったため、発展途上国側の容認するところとはならず、第四回UNCTAD総会で否決された。そして総合計画は今後継続して審議することとし、共通基金設立のための交渉会議を七七年三月までに開くという決議を採択して、第四回総会は幕を閉じるのである。<sup>(2)</sup>

一次産品総合計画は、七七年以降、この計画の中核となる共通基金の設立をめぐつて、発展途上国と先進国との間で交渉がすすめられていく。交渉は大いに難航するが、八〇年六月に次の内容でようやく合意に到達した。

すなわち、共通基金は、個別国際商品協定が行なう緩衝在庫操作に必要な国際緩衝在庫融資四億ドル（第一の窓）、研究開発、生産性向上、市場開拓などの分野への融資三億五〇〇〇万ドル（第二の窓）とする。そしてこの共通基金

が発効するためには、(イ)九〇カ国以上の批准、(ロ)批准国の義務拠出総額が基金の総義務拠出額四億七〇〇〇万ドルの三分の二以上であること、(ハ)任意拠出目標額二億八〇〇〇万ドルの二分の一以上の誓約をうることを必要とする。

その後の協議の結果、基金は八二年三月を期限として設立されることになった。しかし八一年一月に登場したアメリカのレーガン政権は、前政権の方針をくつがえして、基金設立に反対する態度を取りはじめた。このアメリカの方針転換が他の先進国や発展途上国にも影響をおよぼし、三月末日の期限までに必要な批准国数、拠出金額に達せず、発足は延期されることになった。

加えて、先の一八品目にわたる個別の商品協定制りも、共通基金をめぐるこうした動向を反映して、従来の砂糖、小麦、錫、オリーブ油、コーヒ、ココアの各協定と八〇年に締結された天然ゴム協定がいには、はかばかしい進展をみせなかった。

第六回UNCTAD総会(一九八三年六～七月、ベオグラード)では、共通基金発足が主要議題の一つとして取り上げられた。しかし同基金設立の批准国数は、総会前には四九カ国にすぎず、総会期間中にオランダなど四カ国が新たに批准したが、依然として発効要件の九〇カ国には達していない。とくに最大の義務拠出国であるアメリカが共通基金には反対との態度を取りつつづけているため、総会前に予定されていた八四年一月からの発足も、危惧されていたとおり、不可能となった。

一次産品価格が八一年、八二年とつづけて前年より低下し、深刻な国際収支上の困難におちいつている発展途上国にとつては、当初の原案に比べて大幅に縮小された共通基金であるとはいえ、制度発足に期待するところ大であった。それだけに、第六回UNCTAD総会における討議には、またも大きな失望を味わうことになったのである。

- (1) 新国際経済秩序樹立にかんする国連決議については、例えば浦野起央編著『第三世界国際関係資料集』（有信堂）、三〇〇～三二二ページおよび三二二～三二七ページを参照されたい。
- (2) 浦野起央編著、同書、三六四ページ。

## 七 東京ラウンドの「授権条項」

東京ラウンドは、一九七三年九月のガット東京閣僚会議における「東京宣言」の採択によって正式開始となった、ガットの場での第七回目の一般貿易交渉である。同交渉は、開始直後に石油危機に見舞われ、またアメリカ行政政府の他国との交渉権限となる「一九七四年通商法」の成立がウォーター・ゲート事件などによって大幅に遅れたため、足かけ七年を要することになった。交渉は七九年四月にようやく実質的に終了し、同年一月の第三五回ガット総会において交渉成果全体が承認された。<sup>(1)</sup>

東京ラウンド交渉は、鉱工業品および農産物についての関税引き下げとともに、各種非関税障壁にかんする協定や将来の世界貿易を律するための枠組み（フレームワーク）など、多くの協定（国際コード）類を策定した。<sup>(2)</sup> 第六回目までの貿易交渉が関税引き下げを中心に行なわれたのに対し、東京ラウンド交渉では関税引き下げのほかに、各種コード類が成立した。これが東京ラウンドの特徴となっている。

各種コード類には、発展途上国に対する特別措置がそれぞれ規定されている。それらは、交渉の正式開始を告げる「東京宣言」が発展途上国に対する特別優遇措置をうたっていたのを受けたものである。発展途上国側が六〇年代末から七〇年代初頭にかけて、UNCTAD総会や非同盟諸国首脳会議などにおいて従来からの要求を拡大・整備し、

のちに新国際経済秩序樹立宣言として結実していく諸要求をうちだしてくる状況を反映して、「東京宣言」も対発展途上国対策に言及せざるをえなかったのである。「東京宣言」における発展途上国関係の規定をみてみよう。

「東京宣言」は、(1)交渉目的の一つとして、発展途上国の国際貿易にとつての「追加的利益の確保」をあげている。その意図するところは、(4)発展途上国における外貨収益の大幅な増大、輸出の多様化、貿易の成長率の上昇の達成、(4)世界貿易の拡大に参加する可能性の改善、(4)発展途上国関心産品の市場進出条件の実質的改善、である(第二項)。

(2) 熱帯産品については、特別なかつ優先的な分野として取り扱う(第三項)。

(3) 交渉は、工業品および農産物の双方にわたり、関税、非関税障壁および貿易を阻害するその他の措置を対象とするが、発展途上国の輸出関心産品およびこれら諸国の輸出への影響を考慮する(第四項)。

(4) 交渉は、最恵国待遇と相互主義の原則にもとづいて行なわなければならないが、(4)発展途上国に対しては相互主義を期待せず、(4)発展途上国の輸出収益の増大と経済発展の促進のために特別の措置をとり、発展途上国の輸出関心産品または分野に対する優先的配慮の必要性を認める、(4)一般特惠制度の維持および改善の重要性を認める、(4)可能かつ適当な交渉分野では、特別かつより有利な取り扱いがなされるような方法で、発展途上国に対し異なった措置を適用することの重要性を認める(第五項)。

(5) 後発発展途上国に対しては、その特殊な状況および問題に特別な配慮をする(第六項)。

これらの規定をうけて、各種コードは発展途上国に対する特別優遇措置をうたっているのである。本稿のテーマとの関連で重要なのは、「フレームワーク」における第一の文書「異なるかつ一層有利な待遇並びに相互主義及び発展

途上国のより十分な参加」と第三の文書「開発目的のためのセーフガード措置」である。<sup>(3)</sup>

第三の文書は、ガット第一八条に関連するものである。現行の第一八条は、発展途上国国民の一般的生活水準の引き上げを目的として「特定産業の確立」を促進しようとする場合には、セーフガード措置をとることができるとしているが、同文書は「特定産業の確立」に加え、「資源のより十分かつより効率的な利用の実現」を目的とした「新たな生産構造の開発又は既存の生産構造の転換若しくは拡大」の場合にも、セーフガード措置の導入を認めることにしている。また第一八条は、発展途上国が「特定産業の確立」のためにセーフガード措置をとる場合の手続きも定めているが、その手続きが複雑であり、かつかなり厳しい条件が課されていたため、同条はほとんど利用されることがなかった。そこで「フレームワーク」のこの文書は、手続きを簡素化し適用条件を緩和することにした。こうして同条の活用を行ないやすくしようとしたのである。

発展途上国はかねてより、ガットにおける発展途上国関係の唯一の条項である第一八条について、その不十分さを指摘し改善を要求していた。だから同文書の採択は、ガット第四部の追加の場合と同じように、発展途上国のガット改革要求の一部を受け入れて、UNCTADなどの場での発展途上国の攻勢に対処しようとしたものと考えられている。

第三の文書にもまして重要なのが、第一の文書である。同文書は、(1)「授権条項」と呼ばれる発展途上国に対する特別優遇措置（第一〜第三項）、(2)発展途上国に対する相互主義の放棄（第五・第六項）、(3)発展途上国が、経済開発の進展および貿易事情の改善にともない、ガット上のより広範な権利・義務を引き受けいくという「卒業条項」（第七項）、(4)後発発展途上国に対する特別な考慮（第八項）から構成されている。



(2)の相互主義の放棄は、ガット第四部で明記された非相互主義を再確認したものである。また(4)の後発発展途上国に対する特別な考慮は、六〇年代後半から七〇年代にかけて発展途上国間の経済格差がしだいに問題とされるようになった状況のなかで、すでに一般特惠制度などにおいて容認されてきたものであり、これを追認したものといえる。同文書において注目されるのは、(1)の「授権条項」と(3)の「卒業条項」である。

「授権条項」は、発展途上国に対する「異なるかつ一層有利な待遇」すなわち特別優遇措置を、ガット第一条に規定されている最惠国待遇の適用の対象外として合法化したものである。「授権条項」において特別優遇措置として明示されているのは、(イ)一般特惠制度、(ロ)各種コードで定められている対発展途上国特別優遇措置、(ハ)発展途上国間特惠、および(ニ)後発発展途上国に対する特別の待遇、の四つである。

これらのうち、(ロ)については、その特別優遇措置を享受するためには、それぞれのコードを受諾しなければならぬ。発展途上国のコード受諾は、一九八〇年二月現在、アルゼンチン、ブラジル、チリ、ウルグアイの四カ国にとどまっており、しかも各種コードのうち、それぞれ一〜四本のコードを受諾しているにすぎない。したがって各コードに規定されている特別優遇措置は、ごく少数の発展途上国に対して、かつ限られたコードにのみ適用されるのであって、全体としてみて発展途上国に大きな利益をもたらすものとはとうてい考えられない。(ハ)の発展途上国間特惠は、EECやEFTA（欧州自由貿易連合）の設立後、それらに見ならってアジア、ラテン・アメリカ、アフリカの各地域で結成されてきた関税同盟や自由貿易地域を追認し、ガットとして公式の承認を与えたものである。(ニ)については、右に述べたところである。四つの特別優遇措置のうち、発展途上国にとって大きな意味を有するのは、(イ)の一般特惠制度である。

一般特惠制度は、すでにみたように、ガット上ではウェーバー方式によって一〇年間、ガット第一条の最惠国待遇の適用を免除する、として処理されてきた。最惠国待遇とは、第三国に与えるもつとも有利な待遇と同じ待遇を相手国に与えるというものである。ガットは、最惠国待遇を大原則としており、加盟国がすべて相互にこの待遇を与え合ひ、こうしてすべての加盟国が無差別に同一の立場・同一の条件で競争を行なうこととしている。ガットでは、原則として、すべての加盟国がまったく平等に取り扱われているのである。これに対し、一般特惠制度は、すべての特惠がそうであるように、その対象になっている国にのみ特別に有利な待遇を与えるものである。一般特惠制度は、その恩典に与る国（發展途上国）とそうではない国（先進国）とを差別するものであり、ガットの大原則である最惠国待遇に抵触するものである。そこでガットは、一般特惠制度の発足にともない、これをウェーバーによる一時的な義務の免除という形で承認してきた。しかしウェーバーによる承認は一〇年間という期限付きのものであり、その期限の切れる八一年以降については、ガットとしてこれをどのように取り扱うかがハッキリしておらず、規定上きわめて不安定なものにとどまっていた。「授權条項」はこれを最惠国待遇の適用除外と明記したのである。かくして一般特惠制度は、ガット上、従来のように一時的例外的措置としてではなく、明確な法的根拠をもつものとして位置づけられることになった。

他方、「卒業条項」は、「授權条項」に明示された對發展途上国特別優遇措置を承認した上で、發展途上国の「經濟の漸進的な發展及び貿易事情の改善」にともない、ガット上の「譲許を行なう能力又は相互に合意した措置をとる能力」が向上することを期待し、「その結果に従ひ」、ガットのより広範な「権利及び義務の枠組みに更に十分に参加する」ことを期待する、というものである。

「卒業条項」は、「授権条項」の特別優遇措置とくに一般特惠制度を通じて、特定の發展途上国において經濟開發が進展し輸出拡大がすすむのに応じて、その發展途上国またはその發展途上国の特定輸出産品に対する特別優遇措置を徐々に取り消していき、しだいに現行ガットの権利・義務關係に服させていこうとしている。そしてこの發展途上国の輸出拡大がさらにすすみ先進国の国内産業との競争力を十分に身につけるようになれば、現行ガットの権利・義務關係をこえて、各種コードに規定されているより厳しい貿易ルールに服させていこうというのである。つまり「卒業条項」は、二段がまえの「卒業」を予定している。對發展途上国特別優遇措置の享受から現行ガット・ルールの遵守へ、さらに現行ガット・ルールから各種コード類の定める貿易關係への参加、というようにである。

「卒業条項」には、發展途上国側は反対との態度を表明している。同「条項」は發展途上国を選別し、先進国側の一方的な判断によって特定の發展途上国が特別優遇措置から排除される危険性をもっているからである。しかし近い将来、第一段の「卒業」問題が先進国側によって取り上げられていくことになるものと思われる。

東京ラウンドの「フレームワーク」第一文書は、「授権条項」において一般特惠制度をはじめとする對發展途上国特別優遇措置を最惠国待遇の適用除外と位置づけ、かつ相互主義の放棄を再確認して、七七ヵ国グループや非同盟諸国を中心とする發展途上国側の要求の一部を受け入れ、こうして發展途上国のガット離反の傾向に歯止めをかけようとした。同時に第一文書は、「卒業条項」を設けることによって、特定の發展途上国の先進国市場への進出という事態に対応しうるように、特別優遇措置にもとづく保護体制からの離脱への道をも用意したのである。

なお東京ラウンドは、各種コード類を締結して、これらコードの受諾国についてのみ適用される貿易ルール（現行ガットの権利・義務關係よりも厳しいルール）を設けた。各種コード類の受諾国はほとんどが先進国であるので、各種コ

ード類の定めるルールにもとづく貿易体制は、先進国中心の体制であるといえる。先進国側は、各種コードの締結と受諾を通じて、先進国相互間に固有な貿易問題については先進国間でのみ調整し解決を図る体制をガット上で確立したのである。

- (1) 東京ラウンド交渉とその成果については、東京ラウンド研究会編『東京ラウンドの全貌』（日本関税協会）および『東京ラウンド関係協定集』（日本関税協会）を参照されたい。
- (2) 東京ラウンドにおいて締結された国際コード類は次のとおりである（いずれも略称）。すなわち、(1)ダンピング防止協定、(2)補助金・相殺措置に関する協定、(3)関税評価に関する協定（議定書を含む）、(4)技術的貿易障害に関する協定（スタンダード）、(5)輸入許可手続に関する協定（ライセンシング）、(6)航空機協定、(7)政府調達に関する協定、(8)国際酪農品取極、(9)牛肉取極、(10)世界貿易を律するための枠組み（フレームワーク）、および(11)農業に関する多角的枠組み、である。
- (3) 「フレームワーク」には、第一・第三の文書のほかに、次の三つの文書が含まれている。すなわち「国際収支の擁護を目的とした貿易措置に関する宣言」、「通報、協議、紛争解決及び監視に関する了解事項」および「輸出制限及び輸出課徴金に関する了解事項」である。
- (4) 「フレームワーク」第一文書とくに「授權条項」と「卒業条項」についての考察は、西田勝喜「東京ラウンドと発展途上国貿易問題——国際的『特別優遇』体制からの『卒業』問題を中心に——」（熊本商科大学『海外事情研究』、第八巻第一号）に負うところが大きい。

## むすび

第一回UNCTAD総会から新国際経済秩序樹立宣言、さらに今回のUNCTAD総会にいたる発展途上国側の貿易面での要求は、(1)一次産品輸出国であるという立場から、一次産品の価格安定と輸出所得の増大を保証すること、(2)製品・半製品についても、発展途上国の輸出が拡大するように先進国市場を開放する措置をとること、を主要な内

第1表 発展途上国の経済成長の推移

(単位 %) )

	60 年 代		70 年 代	
	発展途上国	先 進 国	発展途上国	先 進 国
実質 GDP 成長率 一人 当 た り (総 額)	3.5 5.8	3.8 5.0	3.6 5.9	2.7 3.5
工業生産増加率	5.6	5.9	5.9	3.0
輸出増加率	6.8	9.2	21.8	16.9
輸出数量増加率	5.6	7.5	4.5	6.0
輸出価格増加率	0.4	0.9	17.8	10.4
輸入増加率	5.8	9.3	19.6	17.4
輸入数量増加率	4.1	7.9	6.5	4.9
輸入価格増加率	0.9	0.7	12.3	11.8
農業生産増加率 一人 当 た り (総 量)	0.7 3.4	1.2 2.1	0.0 2.3	1.2 2.0

(備考) 数字は年平均伸び率である。

(資料) UN-SY UN-Handbook of International Trade and Development Statistics

(出所) 昭和57年版『通商白書』第1-2-3表。

容としていた。つまり発展途上国の輸出拡大とそれを保証する諸措置にかんする要求を中心とするものであった。とくに一次産品輸出にかんする要求に重点がおかれていたのである。

発展途上国の輸出は六〇年代には先進国のそれと比較してより緩慢な拡大にとどまっているが、七〇年代には先進国を上回るテンポで増大してきた。すなわち発展途上国と先進国の輸出増加率は、六〇年代には年平均六・八%と九・二%であったが、七〇年代には二一・八%と一六・九%になっている(第一表参照)。統計資料をみる限り、発展途上国の輸出拡大要求は、六〇年代はともあれ、七〇年代にはかなり実現されてきているといえる。

しかし七〇年代における発展途上国の輸出拡大は、一部発展途上国の輸出増大によって達成されたものである。第二表をみてみよう。これ

第2表 世界貿易マトリックス

(%)

輸入 輸出	年	世界	先進工業国	発展途上国	OPEC諸国				非OPEC諸国				地域別				形態別				共産圏
					OPEC諸国	非OPEC諸国	アフリカ	アジア	ラテンアメリカ	その他	中進工業国	準中進工業国	その他	中進工業国	準中進工業国	その他					
世界	70 81	100.0 100.0	70.5 65.1	18.7 25.3	3.1 7.4	15.6 17.9	3.8 4.5	6.2 8.2	5.9 6.7	2.8 5.9	7.9 10.3	2.4 2.6	8.4 12.4	10.0 8.5							
先進工業国	70 81	69.7 60.1	53.9 42.0	12.9 14.9	2.4 5.4	10.5 9.5	2.8 3.3	4.2 4.2	4.3 3.9	1.6 3.4	5.7 6.2	1.7 1.5	5.5 7.2	2.4 2.6							
発展途上国	70 81	19.8 30.6	14.1 20.3	4.1 8.5	0.4 1.6	3.7 6.9	0.6 0.9	1.6 3.4	1.3 2.5	0.7 1.8	1.4 3.7	0.5 1.0	2.2 3.9	1.3 1.4							
OPEC諸国	70 81	5.7 13.9	4.3 10.2	1.1 3.4	0.0 0.2	1.1 3.2	0.1 0.2	0.3 1.5	0.5 1.3	0.2 0.5	0.4 2.0	0.1 0.4	0.5 1.0	0.1 0.2							
	非OPEC諸国	70 81	14.1 16.7	9.8 10.0	3.0 5.1	0.4 1.4	2.6 3.7	0.5 0.6	1.2 1.9	0.7 1.2	0.5 1.3	1.0 1.7	0.4 0.6	1.6 2.9	1.2 1.2						
地域別	アフリカ	70 81	3.8 3.8	3.1 3.0	0.4 0.5	0.0 0.1	0.4 0.5	0.2 0.1	0.1 0.1	0.1 0.3	0.0 0.1	0.2 0.2	0.0 0.0	0.2 0.3	0.3 0.1						
		アジア	70 81	5.0 8.7	3.2 5.4	1.5 2.9	0.2 0.6	1.3 2.2	0.2 0.3	1.1 1.8	0.1 0.2	0.5 1.0	0.3 0.4	0.8 1.5	0.3 0.3						
	ラテンアメリカ	70 81	5.6 6.0	4.1 3.7	1.1 1.7	0.0 0.3	1.0 1.4	0.0 0.2	0.1 0.1	1.0 1.3	0.0 0.1	0.3 0.4	0.1 0.1	0.6 1.2	0.4 0.5						
	その他	70 81	5.3 12.2	3.6 8.1	1.1 3.4	0.1 0.6	1.0 2.8	0.2 0.3	0.3 1.3	0.2 0.6	0.5 1.1	0.5 2.2	0.1 0.5	0.5 0.8	0.3 0.5						
形態別	中進工業国	70 81	3.5 8.4	2.5 5.1	0.7 2.7	0.1 0.8	0.6 2.0	0.1 0.2	0.3 1.1	0.1 0.4	0.3 1.0	0.5 0.7	0.1 0.4	0.0 1.6	0.1 0.4						
		準中進工業国	70 81	2.1 2.0	1.4 1.1	0.5 0.7	0.0 0.2	0.5 0.5	0.0 0.0	0.3 0.4	0.1 0.1	0.3 0.4	0.0 0.1	0.1 0.3	0.1 0.2						
	その他	70 81	14.1 20.3	10.3 14.1	2.9 5.1	0.3 0.7	2.7 4.4	0.5 0.6	1.0 1.9	1.0 2.0	0.3 0.6	0.6 2.6	0.4 0.5	2.0 2.0	1.1 0.9						
共産圏	70 81	10.5 9.3	2.5 2.8	1.6 1.9	0.2 0.4	1.4 1.5	0.4 0.3	0.4 0.6	0.3 0.7	0.5 0.3	0.4 0.7	0.1 0.3	1.1 1.6	6.3 4.5							

- (備考) 1.各グループ間貿易の世界貿易に占めるシェア(%)である。  
 2.中進工業国(地域)は韓国,台湾,香港,シンガポール,ブラジル,メキシコ,スペイン,ポルトガル,ギリシャ,ユーゴスラビアの10か国,準中進工業国はアルゼンチン,コロンビア,フィリピン,タイ,マレーシア,トルコの6か国である。  
 3.本表はUN-MBSを基礎にして作成したが,台湾は国連に含まれないため,70年はIMF-DOT,81年は進出口貿易統計月報により加算した。また,スペイン,ポルトガル,ギリシャ,ユーゴスラビアの4か国はUN-MBSには先進工業国に含まれるため,IMF-DOTにより先進工業国から除き,発展途上国に加算した。  
 (資料) UN-MBS, IMF-DOT, 台湾一進出口貿易統計月報。  
 (出所) 昭和58年版『通商白書』第1-2-12表。

は七〇年と八一年の世界貿易に占める發展途上国のシェアを示している。世界輸出に占める發展途上国全体のシェアは七〇年の一九・八%から八一年には三〇・六%に増大しているが、この増大はOPEC諸国(七〇年の五・七%から八一年には二三・九%へ)と中進工業国(同じく三・五%から八・四%へ)の両グループのシェア拡大によるものである。両グループを除くその他の發展途上国のシェアをこれらの数字から計算してみると、それは七〇年の一〇・六%から八一年には八・三%へと、逆に二・三%ポイントも低下している。

OPEC諸国の輸出シェアの拡大は、周知のように、七三・七四年と七九・八〇年の二度にわたる原油価格の大幅引き上げによるものである。原油価格の大幅引き上げは、七三年以前における国連での「天然資源恒久主権に関する決議」をはじめとする發展途上国の全体としての攻勢をふまえて、かつ生産国同盟としての一〇年余の経験にもとづいて、OPEC諸国が一致団結して自らの要求を先進国側に強制してかちとったものである。

OPECがいにも同じような一次産品の生産国同盟が結成されていたし、OPECの価格引き上げ成功後にも多くの生産国同盟が形成されるが、OPECほどの成功をおさめていない。それは、現代の先進国経済における当該資源の重要度、資源の偏在と輸出の独占、代替資源などの点で、石油のように有利な地位を占めていなかったからである。

他方、中進工業国の輸出シェアの拡大は、工業製品の輸出拡大によるものである。中進工業国は——とくにアジアの中進工業国においてみられることだが——、積極的に輸出指向工業化を推進し、先進国の国内市場を中心とする世界の工業製品市場へ進出していった。中進工業国の輸出拡大は、一部には一般特惠制度の実施によるものであるが、大部分は先進国の多国籍企業と結びつき、その世界戦略のもとでいわゆる国際的下請生産を行ない、そこで生産され

た工業製品を先進国市場へ輸出することによって達成された。ただし、こうした積極的な輸出指向工業化は、同時に先進国からの機械・設備や原料・半製品の輸入を増大させ、多額の貿易収支赤字を生むことになった。

八〇年代に入ると、世界は先進国をはじめとして深刻な不況におちいり、世界貿易は八一年、八二年と二年連続して前年から減少した。不況の深刻化にともない、世界の石油需要は低迷し、八三年三月、OPEC諸国は一バーレル当り五ドルの原油価格引き下げを発表せざるをえなくなった。中進工業国も、世界的不況と先進国における保護主義の台頭により輸出が伸び悩み、大きな貿易収支赤字をだすにいたる。これに加えて、先進国から導入した資本に対する利潤・利子の送金が増大し、国際収支の赤字が拡大して膨大な対外債務を累積させていくことになるのである。

以上のように、発展途上国が要求しつづけてきた輸出拡大は、七〇年代には、OPEC諸国や中進工業国において顕著にみられた。しかし貿易の制度面における要求の実現は、わずかなものにとどまっている。その主な成果は、一般特惠制度の発足、貿易交渉における相互主義の放棄および発展途上国における輸入制限拡大の容認にすぎない。

一般特惠制度は、第一回UNCTAD総会において発展途上国側がもっとも重要視した要求の一つであった。これは七一年から七六年にかけて実施に移されていき、中進工業国を中心とする発展途上国の輸出拡大に一定の貢献をしてきた。対象品目やセーフガード措置などについて不十分な側面を残してはいるが、発展途上国にとって貴重な成果の一つである。また同総会いらい発展途上国側が要求しつづけてきた一次産品の価格安定と輸出所得の拡大については、第四回UNCTAD総会において一次産品総合計画として改めて提案されるが、その中核をなす共通基金（当初原案より大幅に縮小された基金）はいまだ発足せず、個別商品協定の締結もはかばかしい進展をみせていない。そして総合計画にもられている一次産品輸出所得補償制度（STABEX）もなお検討の段階にとどまっている（ECはACP



諸国に対してすでに七六年からSTABEXを実施している。<sup>(1)</sup>

相互主義の放棄は、ガット第四部に明記され、東京ラウンドの「フレームワーク」で再確認された。これは貿易交渉のさい発展途上国には代償を求めないというものであって、発展途上国の関税・非関税障壁の軽減・撤廃要求のすべてを受け入れるとするものではない。東京ラウンド交渉においても、発展途上国の要求のうちの一部、すなわち熱帯産品などの関税引き下げや一般特惠への一部品目の追加がなされたにとどまった。相互主義の放棄は、これまでのところ、発展途上国の輸出拡大に大きく貢献するものとはなっていない。

輸入面にかんするものでは、東京ラウンドの「フレームワーク」第三文書で承認されたガット第一八条の改革がある。同文書は、第一に、発展途上国が「特定産業の確立」を促進しようとする場合に加えて、「新たな生産構造の開発」または「既存の生産構造の転換若しくは拡大」をしようとする場合にも、譲許の修正・撤回や輸入制限の導入を認めることとした。第二に、こうした措置をとる場合の手続きや適用条件を緩和して、第一八条を運用しやすようにした。同文書による第一八条改革が発展途上国の「特定産業確立」や「新たな生産構造開発」と「既存の生産構造転換・拡大」において演ずる役割は、第一八条が従来ほとんど活用されなかった経緯と今回の改革内容からみて、発展途上国にとってあまり期待のもてるものではないように思われる。

新国際経済秩序樹立要求の大半、とくに発展途上国の輸出拡大を保証する諸措置にかんする要求は、先進国側がそれに同意し、先進国側においてそれを可能にする政策を發動してはじめて実現されるものである。六〇年代中頃から七〇年代中頃にかけて、要求の一部についてはあるが、前向きに対応してきた先進国も、七〇年代末以降なかなく八〇年代に入ってから、より厳しい態度でのぞむようになってきた。それを示す代表的な例の一つが、第六回

UNCTAD総会におけるアメリカ代表<sup>①</sup>ダム國務副長官の演説である。同副長官は、「発展途上国の困難は世界経済の持続的成長によって解決すべきである」と述べている。<sup>(2)</sup>ここに「世界経済の持続的成長」とは、先進国を中心とした成長にほかならない。したがってこの演説は、先進国が不況を克服し経済成長を達成してはじめて、発展途上国の輸出拡大や開発促進が可能になるという考え方にもとづくものであるといえよう。この考え方によれば、発展途上国の要求は、先進国の景気回復に直接役立つものは一つもないのだから、真面目な検討に値しないということになる。アメリカは、同副長官の演説を通じて、発展途上国側の要求に積極的に応える意志がまったくないことを表明したのである。

こうした先進国側の対応に直面して、発展途上国側は、発展途上国相互間の経済協力をより重視する方向にむかっていく。例えば、第七回非同盟諸国首脳会議の「経済宣言」は、発展途上国相互間の経済協力問題を取り上げて次のように述べている。<sup>(3)</sup>

「発展途上諸国間の経済協力は、これら諸国の集团的自立を増進し、発達した諸国との交渉において対抗力を強化するための重要な手段の一つである。これら諸国の集团的自立の発展は、各国の経済的、政治的安定にとって計りしれない貢献となるであろう。それはまた、新国際経済秩序の樹立においてカギとなる要求の一つでもある。発展途上国間の協力はまた、国際経済関係の構造転換の重要な手段の一つでもある。発展途上諸国間の経済協力は、発展途上諸国で入手できる人的、物的、財政的、技術的資源を、これら諸国の個別的、集团的福祉のために、合理的かつ効率に利用するための貴重な手段となりうる。」

「経済宣言」はさらに、ここ数年「発展途上諸国間の二国間協力、小地域のおよび地域の協力はかなり強化され

た」とし、発展途上諸国は「全体としてみれば広大な市場をなしている」ので、「発展途上諸国間の経済協力の広大な可能性が全面的に探求されるべきである」と述べている。そしてユーゴスラビアに設置されている「国際公共企業センター」(ICPE)——公共企業の運営の領域における発展途上国間の技術的・経済的協力活動を促進する機関——の活動を高く評価し、早急に完了すべき主要プロジェクトとして、(イ)ハバナに「多国籍企業にかんする情報センター」の設置、(ロ)ニューデリーに「科学技術センター」の設置、(ハ)「経済・社会発展のための非同盟連帯基金」の運営開始、(ニ)「プロジェクト開発制度」の設立、(ヘ)「生産者連合理事会」の設立、をあげている。

また七七カ国グループにおいては、発展途上国間の「包括的貿易特惠制度」にかんする交渉の開始、「技術・経済協力のためのプロジェクト開発機構」についての提案の検討、「発展途上諸国のための銀行」設立の可能性にかんする研究などに着手している。

発展途上国は相互間協力の輝かしい先例としてOPECの成功を経験している。また七〇年代には、発展途上国相互間貿易が大幅に拡大してきている。すなわち第二表にみられるように、世界貿易に占める発展途上国相互間貿易のシェアは、七〇年の四・一%から八一年には八・五%へと倍増しているのである。このシェア倍増はOPEC諸国と中進工業国によるものではあるが、今後は、これら両グループいがい発展途上国をも含めた相互間経済協力がよりいっそう重視され——いうまでもなく従来からの先進国に対する制度改革・政策転換の要求は引き続き展開されていくが——、集団的自立の諸方策が具体的に探求されていくことになるであろう。

もちろん、発展途上国相互間の経済協力は、八〇年代になってはじめて取り上げられた問題ではない。七四年の国連決議「新国際経済秩序樹立に関する宣言」と「同行動計画」においても、「発展途上国相互間の経済・貿易・財政

・技術協力の強化」、「発展途上国間の集团的自立と協力の増大」がうたわれていた。だが、八〇年代に入って、先進国はとくに深刻な不況に直面したのであり、発展途上国に対して対決姿勢を強めてきているのである。六〇年代や七〇年代においても、先進国は経済が順調に成長するときには比較的柔軟な対応をみせてきたが、不況に陥ったときには強硬な対応を示してきた。ダム國務副長官の演説にみられるように、先進国側は、国内において景気回復がすみ「持続的成長」が達成されない限り、発展途上国の要求に対して厳しい態度を取り続けていくものとみられる。こうした状況のもとでは、発展途上国が先進国から制度改革・政策転換をかちとるのは容易ではない。そこで発展途上国は、新国際経済秩序の樹立に向けて、当面は、相互間協力の促進に従来よりも多くの努力を注いでいくことになるものと考えられるのである。<sup>(4)</sup>

(1) ECの輸出所得補償制度については、拙稿「第三世界と西ヨーロッパ」(遠藤浩一編『西ヨーロッパと国際関係』八晃洋書房)所収、二二二〜二二六ページ)を参照されたい。

(2) 『朝日新聞』、一九八三年七月五日。

(3) 『世界政治』、一九八三年六月上旬号。

(4) 発展途上国が経済開発を推進し経済的自立を達成するためには、なによりもまず国内における経済改革が必要である。新国際経済秩序樹立要求は、それがまさに国際秩序を問題にしているために、とくにその大きな柱として主権尊重、内政不干渉をかかげているために、各国の国内改革の問題には立ち入りえない性格を有している。ここに発展途上国の経済開発推進と経済自立達成にとつての、新国際経済秩序樹立要求の限界があるといえよう。